

保育士資格等にかかる 制度改正の方針（案）について

-
1. 地域限定保育士制度の全国展開について
 2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について
 3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

1. 地域限定保育士制度の全国展開について
2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について
3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

1. 地域限定保育士制度の全国展開について

【現行制度の概要】

- 「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により創設。資格取得し、登録後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度。
- 平成28年11月以降、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

【改正の方向性】

- 地域限定保育士の資格は、登録後3年間、特定の都道府県又は指定都市の区域においてのみ通用する資格として児童福祉法上に位置付ける。（現行は、国家戦略特別区域法により、都道府県又は指定都市が試験を実施し、その区域内でのみ通用する資格として規定）
- 地域限定保育士試験は、保育士試験に加えて、その管轄する区域における保育士の確保のために特に必要があると認める場合（※1）に限り、都道府県知事又は政令指定都市の長（※2）の判断で行うものとする。
(※1)現在、行われている2回の保育士試験を行った上でなお試験を行う必要があることが認められる場合を想定
(※2)都道府県知事が地域限定保育士試験を行わず、かつ、あらかじめ都道府県知事の同意を得た場合のみ
- 地域限定保育士試験は、保育士試験と同様、筆記試験と実技試験により実施するものとするが、国が定める要件を満たして都道府県又は指定都市が実施する実技講習会を修了することにより、実技試験を免除できるものとする。
- 一般社団法人や一般財団法人に限らず、法人一般を指定試験機関として指定できるものとする。
- 地域限定保育士の登録を受けた日から起算して3年を経過した者のうち、地域限定保育士として1年間以上の勤務経験がある者は、申請によって、全国で働くことのできる通常の保育士の登録ができるようになるものとする。
- 地域限定保育士試験（筆記試験、実技試験、保育実技講習会）の科目、方法等については、国が定める基準等（※3）に従い、実施する都道府県又は指定都市で定め、実施後に結果を国に報告するものとする。
(※3)出題範囲や合格基準等、現状の児童福祉法施行規則や「保育士試験実施要領」等において規定されているものと同等の内容を規定するとともに、実技講習会についても基準を定めることを想定。

【今後の検討事項】

- 地域限定保育士試験の更なる質確保のために取りうる具体的な手法について、試験の妥当性、等質性、問題の識別力、試験運営の在り方等の観点や、現行の保育士試験の分析・検証も踏まえた上で、国において施行に向け、更に中長期的な課題について検討する。

參考資料

保育士試験・地域限定保育士試験の実施に係る経緯

- 保育士資格の新規取得者の確保を図るため、保育士試験の年2回実施を推進しており、平成27年度に地域限定保育士試験を創設するとともに、平成28年度から通常の保育士試験を年2回実施。さらに、平成29年度には、神奈川県において年3回目試験として地域限定保育士試験を実施。

【平成27年度】

- 通常の保育士試験（47都道府県で実施）に加え、神奈川県、大阪府、沖縄県及び千葉県（対象地域：成田市）において平成27年度に創設された地域限定保育士試験を、年2回目の試験として10月に実施。

【平成28年度】

- 地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験のみを年2回実施する取組も広がり、年2回実施を行う都道府県が大幅に拡大。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・45都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府及び仙台市で地域限定保育士試験を実施
(宮城県のみ未実施。地域限定保育士試験に限り、指定都市が実施可能。)

【平成29年度～】

- 全ての都道府県において年2回の試験を実施。
- 神奈川県が独自試験として、地域限定保育士試験により年3回目の試験を実施。

<1回目試験>（筆記試験：4月、実技試験：7月）

- ・通常の保育士試験として全ての都道府県で実施

<2回目試験>（筆記試験：10月、実技試験：12月）

- ・47都道府県で2回目の通常の保育士試験を実施
- ・大阪府では地域限定保育士試験を併せて実施 ※令和4年度以降は沖縄県でも実施
(平成29年度は、大阪府は地域限定保育士試験のみ実施)

<神奈川県独自試験>（筆記試験：8月、実技講習会：10月～）

- ・神奈川県で地域限定保育士試験を実施

【地域限定保育士試験】

年2回実施に取り組みやすくなるよう、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士（正式名称：国家戦略特別区域限定保育士）」となるための試験制度を新たに創設。

多様な人材の参入を推進する観点から、人材の質を確保しながら、受験者に多様な選択肢を提供するため、平成28年11月に省令改正を行い、地域限定保育士試験において、都道府県知事が「保育実技講習会」を実施する場合、当該講習会を修了することにより、実技試験を免除する仕組みを導入。

規制改革実施計画（令和4年6月7日）（抄）

II 実施事項

5. 個別分野の取組

<人への投資>

(12) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる <u>地域限定保育士の資格を付与する特例措置</u> 及び株式会社を含む <u>多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開</u> について、今後の児童福祉法改正に向けて、令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う。	令和4年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う	内閣府 厚生労働省

規制改革実施計画（令和5年6月16日）（抄）

II 実施事項

3. 個別分野の取組

<人への投資分野>

(15) 「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施	登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる <u>地域限定保育士の資格を付与する特例措置</u> 及び株式会社を含む <u>多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開</u> について、今後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けて、令和5年度中に詳細な制度の検討を行う。	令和5年度中に検討	内閣府 こども家庭庁

(別紙1)

保育士試験実施要領

第1 趣旨

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8の規定に基づく保育士試験を適切に実施するために、試験実施に係る基準を定めるものとする。

第2 試験実施の方法

1 基本事項

保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験のすべてに合格した者について行うものであること。

2 試験期間

毎年、適切な時期に筆記試験を実施、実技試験については筆記試験終了後速やかに実施することを原則とする。

3 科目の種類

保育原理、教育原理及び社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論については筆記試験を行い、保育実習実技については実技試験を行う。

4 出題範囲

別添「保育士試験出題範囲」により出題する。

5 出題方式

(1) 筆記試験は、真偽式、完成方式、選択式、組合せ式等客観的に採点可能なものを原則とする。

なお、出題に当たっては、事例問題をできるだけ導入するよう努めること。

(2) 実技試験については、受験生は次の3分野から2分野選んで受験する。

- ア 音楽に関する技術 イ 造形に関する技術
- ウ 言語に関する技術

6 出題方針

出題に当たっては、各科目共通に次の事項に留意すること。また個々の科目の留意事項は、保育士試験出題範囲に定めるとおりとする。

- ア 機械的記憶に頼るような出題は避け、理解の深さを試す出題を心がける。
- イ 出題範囲から平均して出題し、1分野に偏ることは避ける。

ウ 試験時間内に8割以上の受験者が問題の内容を理解し、解答を作成し得る程度の分量及び難易度とする。

エ 偏った特殊な学説に基づく解釈や理論に関する出題は避ける。

オ 常用漢字、現代かな使いを用いる。

7 試験時間、配点及び採点方法

(1) 試験時間及び配点

試験時間及び配点は、次のとおりとし、出題数は試験時間内に解答が作成できる程度の分量とすること。

科目	時間(分)	満点
保育原理	60	100
教育原理	30	50
社会的養護	30	50
子ども家庭福祉	60	100
社会福祉	60	100
保育の心理学	60	100
子どもの保健	60	100
子どもの食と栄養	60	100
保育実習理論	60	100
保育実習実技	(都道府県で定める)	100

(2) 採点方法

保育実習実技の採点は、正副2人の試験委員が別個に採点し、その平均点を得点とすること。

第3 合格基準

1科目の合格点は満点の6割以上とする。ただし、教育原理及び社会的養護については、教育原理及び社会的養護それぞれ満点の6割以上でなくてはならない。

また、保育実習実技についても、各分野において満点の6割以上でなくてはならない。

第4 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく者における試験実施の方法

毎年、保育士試験の受験申請時期に合わせて、年2回申請を受け付け、合格した者に対して、速やかにその旨を通知することを原則とする。

保育士試験出題範囲

保育原理

第1 出題の基本方針

保育の意義並びに保育の内容及び方法について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、保育所保育指針の内容並びに児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を担う保育士の役割及び責務について、また、子育て支援等を含む保育の社会的意義など、保育に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日付け雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別紙3「教科目の教授内容」(以下「平成15年通知別紙」という。)に定める教科目「保育原理」、「乳児保育Ⅰ」、「乳児保育Ⅱ」、「障害児保育」及び「子育て支援」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 保育所保育指針の内容と保育の実際との関連を重視した出題が望ましい。
- 2 教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。
- 3 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、保育原理の出題については、改正前の出題範囲における保育相談支援の内容全般を理解していくことを前提とした出題とする。

教育原理

第1 出題の基本方針

教育に関する基本的概念、教育における実践原理を体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、教育の思想及び制度について、また、子ども家庭福

祉等との関連性及び教育を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「教育原理」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 保育の実践との関連を重視した出題が望ましい。
- 2 保育原理、子ども家庭福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。

社会的養護

第1 出題の基本方針

現代社会における社会的養護の意義及び役割について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、社会的養護の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、子ども及び社会的養護を取り巻く状況並びに家庭養護及び施設養護の援助の実際について、また、保育との関連性及び社会的養護に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「社会的養護Ⅰ」及び「社会的養護Ⅱ」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 社会的養護の制度及び歴史的変遷の部分からは、歴史的に古いもの又は現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 2 保育原理、子ども家庭福祉及び社会福祉の出題と十分関連をとって出題する。

子ども家庭福祉

第1 出題の基本方針

現代社会における子ども家庭福祉の意義及び役割について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子ども家庭福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、児童及び家庭を取り巻く状況及び子ども家庭福祉の実際について、また、保育との関連性及び子ども家庭福祉に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「子ども家庭福祉」及び「子ども家庭支援論」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 子どもの人権擁護及び子ども家庭福祉に関する現代的課題等について理解しているかという点についても出題し、その場合には具体的な事例を設定して問う等工夫が必要である。
- 2 子ども家庭福祉の歴史的変遷の部分からは、歴史的に古いもの又は現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 3 保育原理、社会福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。
- 4 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、子ども家庭福祉の出題については、改正前の出題範囲となっている家庭支援論の内容を理解していくことを前提とした出題とする。

社会福祉

第1 出題の基本方針

社会福祉全般に関して、その理念体系を理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、社会福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、その背景となっている社会の動向、社会保障等の関連制度の概要、利用者の保護に関わる仕組み、相談援助等について、また、子ども家庭福祉との関連性及び社会福祉に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「社会福祉」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 社会福祉に関する法律、手続き及び歴史的変遷の部分からは、歴史的に古いもの又は現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 2 保育原理、子ども家庭福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。
- 3 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、社会福祉の出題については、改正前の出題範囲における相談援助の内容を理解していることを前提とした出題とする。

保育の心理学

第1 出題の基本方針

保育実践に関わる心理学の知識及び発達の基本原理について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子どもの発達過程における心理及び発達の特徴を理解しているかという点のほか、生活及び遊びを通して学ぶ子どもの経験及び学習の過程について、また、保育における発達援助、家庭の理解及び子どもの発達に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「保育の心理学」、「子ども家庭支援の心理学」及び「子どもの理解と援助」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の発達過程及び発達の特性について正しく理解し、保育（養護及び教育）との関連において把握することを主眼として出題する。
- 2 児童の発達課題、初期経験の重要性等、保育の実際において役立つような知識についても問わなければならない。
- 3 保育原理、子ども家庭福祉及び子どもの保健の出題と十分関連をとって出題する。

子どもの保健

第1 出題の基本方針

児童の健康及び安全に係る基本的知識、保育実践に係る児童の疾病及びその予防、事故防止並びに安全管理等についての理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、児童の健康増進を図る保健活動の意義、保育における環境及び衛生管理並びに安全管理について理解しているかという点のほか、母子保健対策、他職種との連携等に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「子どもの保健」及び「子どもの健康と安全」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 子どもの疾病、事故等の予防及び適切な対応について、保育の実際において起きた事項に関する出題することが望ましい。
- 2 一人一人の子どもの保健とともに、集団の場における保健的対応及び対策についても問わなければならない。
- 3 保育の心理学及び子どもの食と栄養の出題と十分関連をとつて出題する。
- 4 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、子どもの保健の出題については、改正前の出題範囲となっている内容を理解していることを前提とした出題とする。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「子どもの食と栄養」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 子どもの食及び栄養に関する適切な対応について、保育の実際において必要な事項に関する出題することが望ましい。
- 2 子どもの保健の出題と十分関連をとつて出題する。

保育実習（保育実習理論及び保育実習実技）

第1 出題の基本方針

保育に関する教科目全体の知識・技術を基礎とし、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解し、実践する応用力を問うことを基本とする。

保育実習理論については、保育所を含む児童福祉施設の役割や機能について、また、保育士の職業倫理、資質の向上等について具体的に理解しているかという点のほか、保育実践に係る計画及びその評価並びに児童福祉施設における子どもの生活及び援助活動に関する配慮が必要である。

第2 出題範囲

A 保育実習理論

平成15年通知別紙に定める教科目「保育内容の理解と方法」、「保育内容総論」、「保育内容演習」、「保育実習Ⅰ」、「保育実習指導Ⅰ」、「保育実践演習」、「保育者論」、及び「保育の計画と評価」の内容とする。

B 保育実習実技

- 1 音楽に関する技術
課題に対する器楽・声楽等
- 2 造形に関する技術
課題に対する絵画・制作等
- 3 言語に関する技術
課題に対する言葉に関する遊びや表現等

第3 出題上の留意事項

- 1 保育に関する知識及び技術並びに受験者の思考力及び創意工夫が総合

子どもの食と栄養

第1 出題の基本方針

子どもの食生活及び栄養に関する基本的知識並びに保育実践に係る食育の基本及び内容についての理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子どもの健康な生活の基本としての食生活の意義、栄養の基本的概念、調理の基本、年齢及び発達過程における食生活について理解しているかという点のほか、食に係る特別な配慮を有する子どもへの対応、食を通じた保護者への支援及び現代社会における食生活の課題に関する配慮が必要である。

的に把握されやすい内容を選択する。

- 2 子どもの保育の実際において、必要度及び活用度の高い内容を重視する。
- 3 子どもの遊びを豊かに展開するための技術及びその応用力についても考慮する。
- 4 保育実習実技の受験者が多い場合、多人数が同一条件のもとに受験できるよう配慮する。

(別紙3)

教科目の教授内容

1 目的

各教科目の教授内容の標準的事項を示した「教科目の教授内容」を別添1のとおり定めたので、指定保育士養成施設の教授担当者が教授に当たる際の参考とすること。

2 教科目

<必修科目>

【保育の本質・目的に関する科目】

- 保育原理（講義2単位）
- 教育原理（講義2単位）
- 子ども家庭福祉（講義2単位）
- 社会福祉（講義2単位）
- 子ども家庭支援論（講義2単位）
- 社会的養護I（講義2単位）
- 保育者論（講義2単位）

【保育の対象の理解に関する科目】

- 保育の心理学（講義2単位）
- 子ども家庭支援の心理学（講義2単位）
- 子どもの理解と援助（演習1単位）
- 子どもの保健（講義2単位）
- 子どもの食と栄養（演習2単位）

【保育の内容・方法に関する科目】

- 保育の計画と評価（講義2単位）
- 保育内容総論（演習1単位）
- 保育内容演習（演習5単位）
- 保育内容の理解と方法（演習4単位）
- 乳児保育I（講義2単位）
- 乳児保育II（演習1単位）
- 子どもの健康と安全（演習1単位）
- 障害児保育（演習2単位）
- 社会的養護II（演習1単位）
- 子育て支援（演習1単位）

【保育実習】

- 保育実習I（実習4単位）

○保育実習指導I（演習2単位）

【総合演習】

○保育実践演習（演習2単位）

<選択必修科目>

- 保育の本質・目的に関する科目
- 保育の対象の理解に関する科目
- 保育の内容・方法に関する科目
- 保育実習II（実習2単位）
- 保育実習指導II（演習1単位）
- 保育実習III（実習2単位）
- 保育実習指導III（演習1単位）

別添1

【保育の本質・目的に関する科目】

<教科目名> 保育原理（講義・2単位）

<目標>

1. 保育の意義及び目的について理解する。
2. 保育に関する法令及び制度を理解する。
3. 保育所保育指針における保育の基本について理解する。
4. 保育の思想と歴史的変遷について理解する。
5. 保育の現状と課題について理解する。

<内容>

1. 保育の意義及び目的
 - (1) 保育の理念と概念
 - (2) 子どもの最善の利益と保育
 - (3) 子ども家庭福祉と保育
 - (4) 保育の社会的役割と責任
2. 保育に関する法令及び制度
 - (1) 子ども家庭福祉の法体系における保育の位置付けと関係法令
 - (2) 子ども・子育て支援新制度
 - (3) 保育の実施体系
3. 保育所保育指針における保育の基本
 - (1) 保育所保育指針
 - (2) 保育所保育に関する基本原則
 - (3) 保育における養護
 - (4) 保育の目標
 - (5) 保育の内容
 - (6) 保育の環境・方法
 - (7) 子どもの理解に基づく保育の過程（計画・実践・記録・省察・評価・改善）とその循環
4. 保育の思想と歴史的変遷
 - (1) 諸外国の保育の思想と歴史
 - (2) 日本の保育の思想と歴史
5. 保育の現状と課題
 - (1) 諸外国の保育の現状
 - (2) 日本の保育の現状と課題

【保育の本質・目的に関する科目】

<教科目名> 教育原理（講義・2単位）

<目標>

1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関わりについて理解する。
2. 教育の思想と歴史的変遷について学び、教育に関する基礎的な理論について理解する。
3. 教育の制度について理解する。
4. 教育実践の様々な取り組みについて理解する。
5. 生涯学習社会における教育の現状と課題について理解する。

<内容>

1. 教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関連性
 - (1) 教育の意義
 - (2) 教育の目的
 - (3) 乳幼児期の教育の特性
 - (4) 教育と子ども家庭福祉の関連性
 - (5) 人間形成と家庭・地域・社会等との関連性
2. 教育の思想と歴史的変遷
 - (1) 諸外国の教育の思想と歴史
 - (2) 日本の教育の思想と歴史
 - (3) 子ども観と教育観の変遷
3. 教育の制度
 - (1) 教育制度の基礎
 - (2) 教育法規・教育行政の基礎
 - (3) 諸外国の教育制度
4. 教育の実践
 - (1) 教育実践の基礎理論（内容・方法・計画と評価）
 - (2) 教育実践の多様な取り組み
5. 生涯学習社会における教育の現状と課題
 - (1) 生涯学習社会と教育
 - (2) 現代の教育課題

地域限定保育士試験における保育実技講習会について

【実施主体】

- 都道府県又は指定都市

※課程修了の認定に係る事務以外については、指定保育士養成施設又は都道府県等が保育実技講習会を適切に実施することができると認めた機関に委託することができる。

【受講対象者】

- 地域限定保育士試験の筆記試験に合格した者であって、同一の回の地域限定保育士試験における実技試験を受験していないもの

【実施体制】

- 保育の表現技術全般の講習内容の編成の総合調整を行うとともに、受講者の評価を行う「教育内容編成主任」を置く。
- 「講師」は、学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者とする。

※都道府県知事又は指定都市市長がこれと同等以上の知識及び経験を有すると認める者を講師とすることができる。

【保育実技講習会の内容】

科目	区分	内容	時間数
保育の表現技術 (音楽表現)	演習	<p>① 子どもの発達と音楽表現に関する知識と技術</p> <p>② 身近な自然やものの音や音色、人の声や音楽等に親しむ経験と保育の環境</p> <p>③ 子どもの経験や様々な表現活動と音楽表現とを結びつける遊びの展開</p>	6
保育の表現技術 (造形表現)	演習	<p>① 子どもの発達と造形表現に関する知識と技術</p> <p>② 身近な自然やものの色や形、感触やイメージ等に親しむ経験と保育の環境</p> <p>③ 子どもの経験や様々な表現活動と造形表現とを結びつける遊びの展開</p>	6
保育の表現技術 (言語表現)	演習	<p>① 子どもの発達と絵本、紙芝居、劇（人形劇含む）、ストーリーテリング等に関する知識と技術</p> <p>② 子ども自らが児童文化財等に親しむ経験と保育の環境</p> <p>③ 子どもの経験や様々な表現活動と児童文化財等とを結びつける遊びの展開</p>	6
保育実践見学実習 (事前指導)	講義	<p>① 保育実践見学実習の目的と配慮事項</p>	1
保育実践見学実習	実習	<p>① 保育現場の理解</p> <ul style="list-style-type: none">保育所（又は児童福祉施設）の生活と一日の流れ子どもの観察とその記録子どもへの援助やかかわり保育計画や子どもの発達過程に応じた保育内容子どもの生活や遊びと保育環境子どもの健康と安全 <p>② 専門職としての保育士の役割と職業倫理</p> <ul style="list-style-type: none">保育士の業務内容職員間の役割分担や連携保育士の役割と職業倫理 <p>③ 保育現場における保育の表現技術の実際</p> <ul style="list-style-type: none">保育における保育表現技術の実際状況に応じた保育表現	6
保育実践見学実習 (事後指導)	演習	<p>① 保育実践見学実習の総括と自己評価</p> <p>② 課題の明確化</p>	2
		合計	27

保育士試験の実施状況(令和4年度)

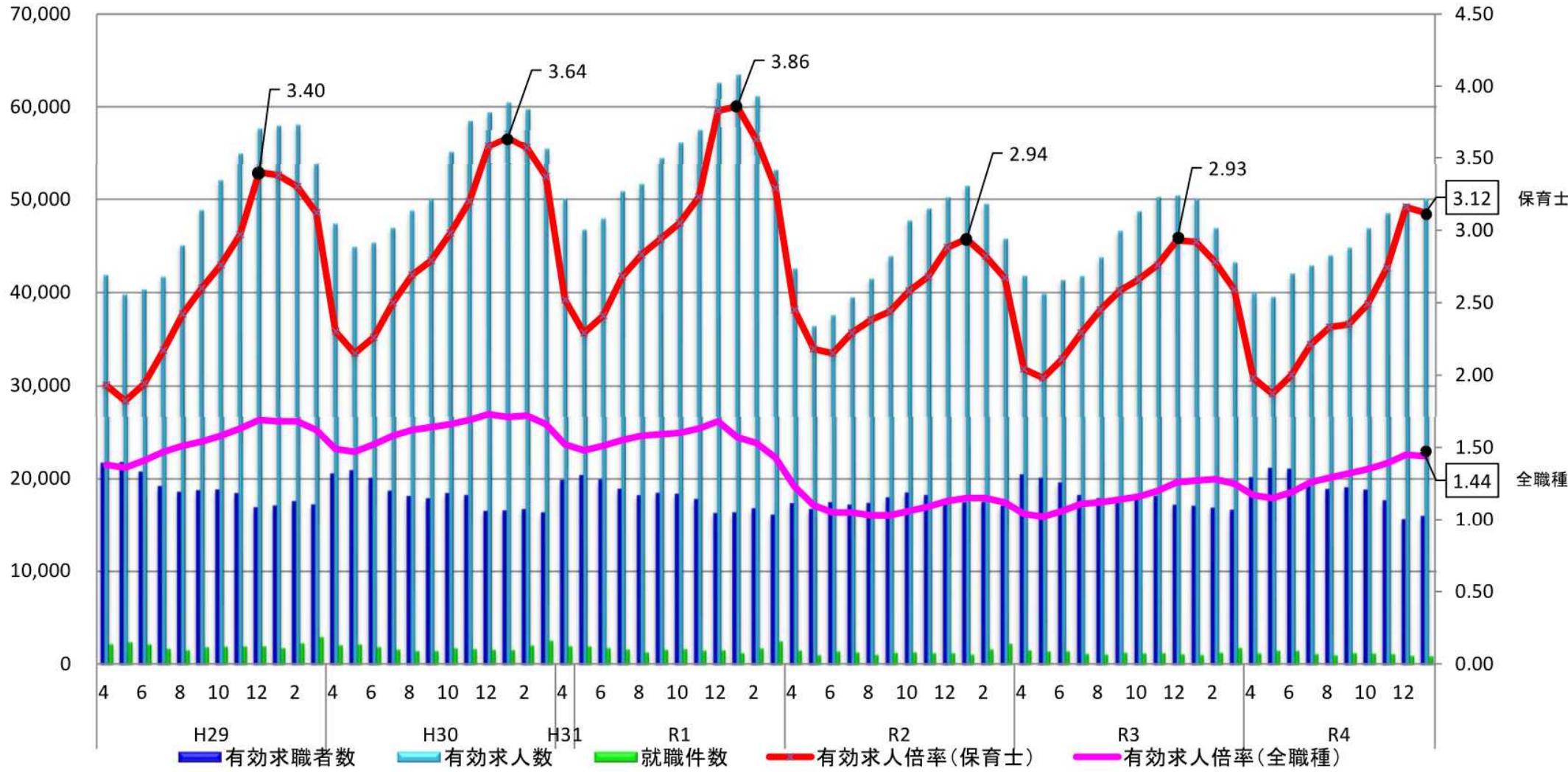
都道府県名	1回目試験		2回目試験		合計(※1)		全科目免除者数(※2)	
	受験申請者数	合格者数	受験申請者数	合格者数	受験申請者数	合格者数	受験申請者数	合格者数
1 北海道	1,229	394	1,164	329	2,393	723	105	105
2 青森	166	46	149	31	315	77	4	4
3 岩手	208	53	180	42	388	95	12	12
4 宮城	556	154	530	136	1,086	290	126	126
5 秋田	129	44	127	32	256	76	1	1
6 山形	278	76	239	67	517	143	8	8
7 福島	307	94	272	71	579	165	14	14
8 茨城	725	216	704	177	1,429	393	26	26
9 栃木	494	144	463	112	957	256	22	22
10 群馬	314	90	324	100	638	190	23	23
11 埼玉	2,248	714	2,024	615	4,272	1,329	160	160
12 千葉	2,388	774	2,184	661	4,572	1,435	132	132
13 東京	7,871	2,467	6,729	2,033	14,600	4,500	269	269
14 神奈川	4,022	1,236	3,077	945	10,200	2,552	261	261
15 新潟	464	145	406	130	870	275	16	16
16 富山	139	48	157	45	296	93	8	8
17 石川	225	70	203	40	428	110	7	7
18 福井	119	35	110	28	229	63	7	7
19 山梨	207	69	169	39	376	108	9	9
20 長野	439	171	386	132	825	303	13	13
21 岐阜	404	126	353	114	757	240	8	8
22 静岡	922	314	801	237	1,723	551	37	37
23 愛知	2,303	816	2,093	708	4,396	1,524	134	134
24 三重	354	115	298	94	652	209	11	11
25 滋賀	493	186	410	127	903	313	15	15
26 京都	897	299	762	235	1,659	534	34	34
27 大阪	3,142	972	1,992	606	6,273	1,995	194	194
28 兵庫	1,701	621	1,448	445	3,149	1,066	150	150
29 奈良	452	150	388	127	840	277	23	23
30 和歌山	174	50	158	43	332	93	5	5
31 鳥取	147	42	109	28	256	70	6	6
32 島根	112	39	76	27	188	66	2	2
33 岡山	517	159	444	130	961	289	9	9
34 広島	714	236	650	178	1,364	414	49	49
35 山口	264	77	220	71	484	148	1	1
36 徳島	196	56	179	53	375	109	3	3
37 香川	208	71	184	53	392	124	21	21
38 愛媛	278	88	267	80	545	168	13	13
39 高知	145	42	122	25	267	67	1	1
40 福岡	1,365	405	1,209	336	2,574	741	114	114
41 佐賀	282	80	238	65	520	145	2	2
42 長崎	264	81	226	64	490	145	5	5
43 熊本	381	111	360	70	741	181	7	7
44 大分	254	74	207	68	461	142	11	11
45 宮崎	290	84	264	49	554	133	21	21
46 鹿児島	574	160	538	152	1,112	312	7	7
47 沖縄	1,140	256	752	178	2,184	526	114	114
合計	40,501	12,750	34,345	10,128	79,378	23,758	2,220	2,220

(※1)神奈川県の「合計」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、神奈川県が独自に実施した地域限定保育士試験(令和4年8月)の結果(受験申請者数:3,101人、合格者数:371人)を含めたものとなっている。大阪府の「合計」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、大阪府が独自に実施した地域限定保育士試験(令和4年10月)の結果(受験申請者数:1,139人、合格者数:417人)を含めたものとなっている。また、沖縄県の「合計」欄の値については、1回目試験と2回目試験の数に加え、沖縄県が独自に実施した地域限定保育士試験(令和4年10月)の結果(受験申請者数:292人、合格者数:92人)を含めたものとなっている。

(※2)上記のほか、幼稚園教諭免許状を有する者に対する特例制度(児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項)に基づく試験が全科目免除された者がおり、令和4年度は2,220人が当該制度を活用し、試験に合格している。

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○直近の令和5年1月の保育士の有効求人倍率は3.12倍(対前年同月比で0.2ポイント上昇)となっており、全職種平均の1.44倍(対前年同月比で0.17ポイント上昇)と比べると、依然高い水準で推移している。



※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

令和4年及び令和5年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年1月時点）

令和4年1月時点

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	4,117	17,122	18,061	50,057	2.92
北海道	187	936	707	1,964	2.10
青森	68	209	156	402	1.92
岩手	71	246	278	491	2.00
宮城	81	308	389	941	3.06
秋田	32	126	60	184	1.46
山形	38	135	102	291	2.16
福島	75	207	257	577	2.79
茨城	59	271	404	1,076	3.97
栃木	81	274	633	1,457	5.32
群馬	78	283	185	543	1.92
埼玉	164	837	836	2,937	3.51
千葉	134	686	523	1,743	2.54
東京	344	1,759	1,792	6,038	3.43
神奈川	185	983	645	1,962	2.00
新潟	59	229	183	646	2.82
富山	31	112	82	283	2.53
石川	38	127	82	245	1.93
福井	26	85	142	317	3.73
山梨	42	113	145	327	2.89
長野	75	315	197	596	1.89
岐阜	74	258	273	698	2.71
静岡	92	389	652	1,712	4.40
愛知	162	782	770	2,271	2.90
三重	40	198	101	388	1.96
滋賀	65	230	148	552	2.40
京都	67	362	473	1,062	2.93
大阪	226	1,154	1,591	4,522	3.92
兵庫	194	830	748	2,098	2.53
奈良	36	170	224	554	3.26
和歌山	27	85	123	305	3.59
鳥取	24	85	128	297	3.49
島根	29	119	89	240	2.02
岡山	63	274	841	1,299	4.74
広島	70	344	386	1,303	3.79
山口	74	238	159	450	1.89
徳島	30	100	149	347	3.47
香川	40	142	268	432	3.04
愛媛	38	171	192	574	3.36
高知	48	139	141	269	1.94
福岡	191	836	821	2,375	2.84
佐賀	56	187	150	436	2.33
長崎	112	279	252	588	2.11
熊本	90	295	231	695	2.36
大分	66	198	226	511	2.58
宮崎	60	188	195	497	2.64
鹿児島	159	439	423	1,228	2.80
沖縄	116	389	509	1,334	3.43

令和5年1月時点

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	4,366	16,041	18,631	50,016	3.12
北海道	187	826	728	1,783	2.16
青森	84	248	154	368	1.48
岩手	138	310	365	553	1.78
宮城	97	326	279	803	2.46
秋田	93	172	167	282	1.64
山形	66	168	135	310	1.85
福島	75	218	323	758	3.48
茨城	83	275	420	1,000	3.64
栃木	75	241	564	1,474	6.12
群馬	81	256	125	434	1.70
埼玉	192	748	861	2,840	3.80
千葉	129	654	549	1,729	2.64
東京	365	1,632	2,355	6,301	3.86
神奈川	206	874	700	2,276	2.60
新潟	82	244	207	539	2.21
富山	28	95	77	264	2.78
石川	28	112	88	236	2.11
福井	53	86	146	363	4.22
山梨	47	120	146	313	2.61
長野	65	282	321	720	2.55
岐阜	65	218	275	699	3.21
静岡	92	303	334	1,060	3.50
愛知	154	680	729	2,027	2.98
三重	61	180	149	458	2.54
滋賀	39	159	243	1,000	6.29
京都	85	370	344	994	2.69
大阪	237	1,078	1,599	4,340	4.03
兵庫	167	710	520	2,067	2.91
奈良	38	164	373	651	3.97
和歌山	35	108	96	234	2.17
鳥取	23	95	77	273	2.87
島根	30	113	90	289	2.56
岡山	78	255	862	1,299	5.09
広島	61	267	527	1,319	4.94
山口	65	207	160	418	2.02
徳島	35	120	143	346	2.88
香川	29	138	240	482	3.49
愛媛	50	208	203	611	2.94
高知	43	125	110	281	2.25
福岡	171	666	800	2,424	3.64
佐賀	53	181	129	428	2.36
長崎	59	213	194	525	2.46
熊本	106	326	294	772	2.37
大分	66	222	214	498	2.24
宮崎	76	217	194	456	2.10
鹿児島	130	445	458	1,330	2.99
沖縄	144	386	564	1,389	3.60

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

1. 地域限定保育士制度の全国展開について
2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について
3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について

【現行制度の概要】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**
(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

[認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日)から10年間]

①幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和

- ・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。
(認定こども園法附則第5条)

②幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和

- ・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位（※））を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。令和5年4月からは、幼保連携型認定こども園での勤務経験（2年かつ2,880時間）を更に上乗せすることで、履修単位を6単位に軽減する措置を講じている。

※通常、大学等において履修が必要な単位数

- ・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
- ・保育士資格を取得する場合→68単位

【改正の方向性】

- 令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。
(認定こども園法改正法附則第5条の改正)
- ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。
また、以下について運用にて対応する。
 - 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
 - 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

參考資料

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例について

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日)から10年間〕

①幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和 (令和6年度末まで)

- 幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。(認定こども園法附則第5条)

※幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況(令和4年4月1日現在)

両方保有	139,884人	92.0%
どちらか一方のみ保有	12,084人	8.0%
幼稚園教諭のみ	2,475人	1.6%
保育士のみ	9,609人	6.3%
総数	151,968人	100.0%

②幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和 (令和6年度末まで)

- 免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者について、大学等で一定の単位(8単位(※))を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。

※通常、大学等において履修が必要な単位数

- 幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合
→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
- 保育士資格を取得する場合→68単位

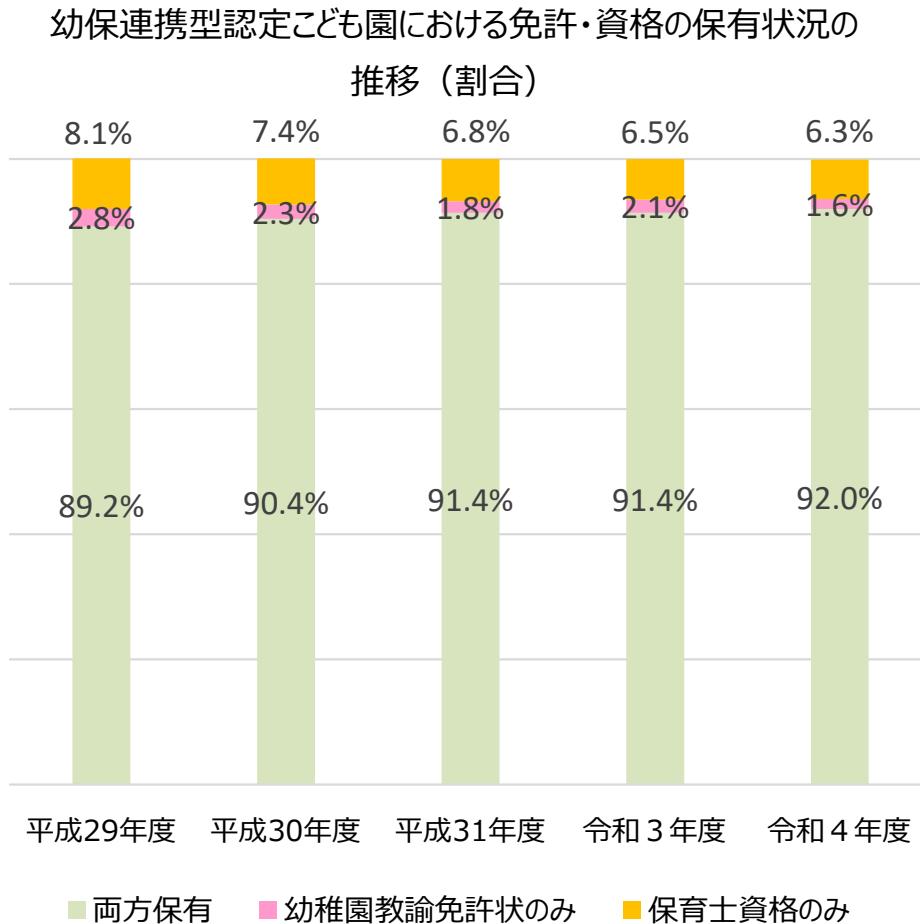
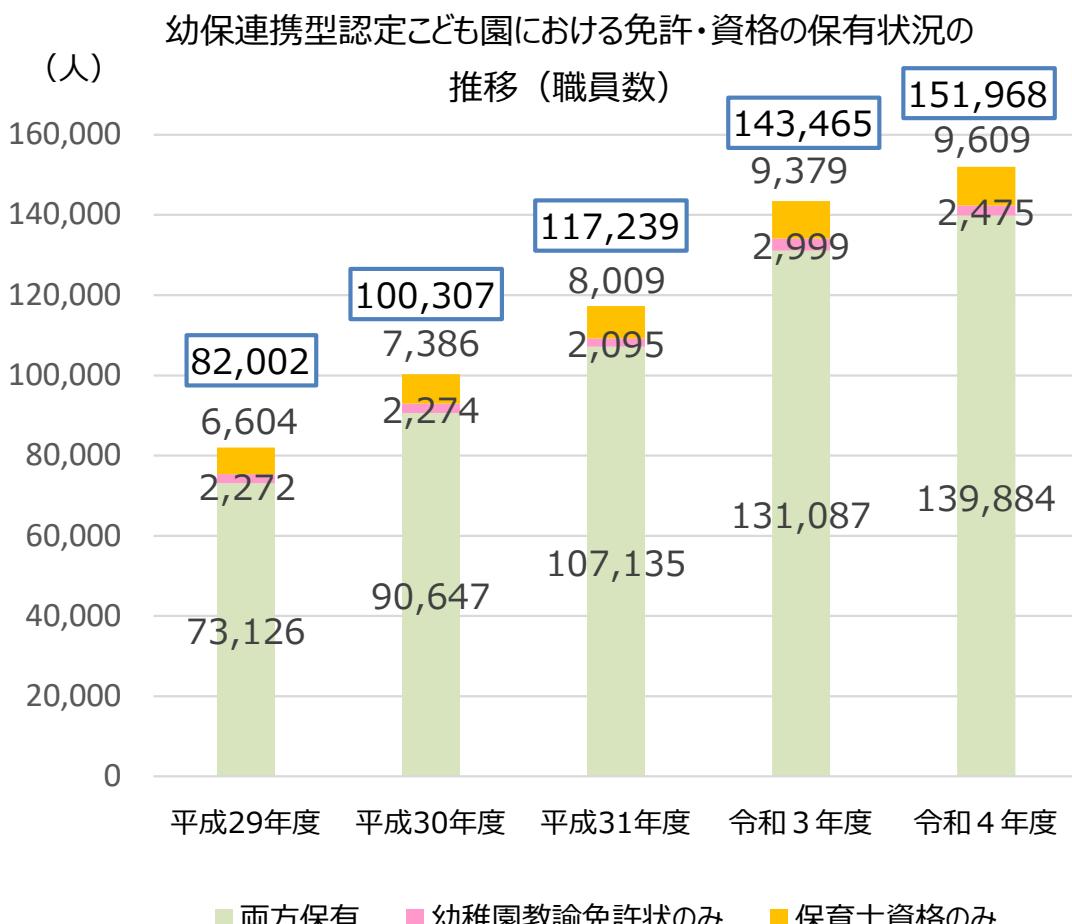
(教育職員免許法附則第18項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

- 本特例制度を活用し、

- 幼稚園教諭免許状の授与がなされた件数
(平成25年度～令和3年度) : 28,368件
- 保育士試験に合格した者
(平成26年度～令和4年度) : 31,132人

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

※ 各年度 4月 1日現在

※令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

免許・資格の併有促進（従前）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

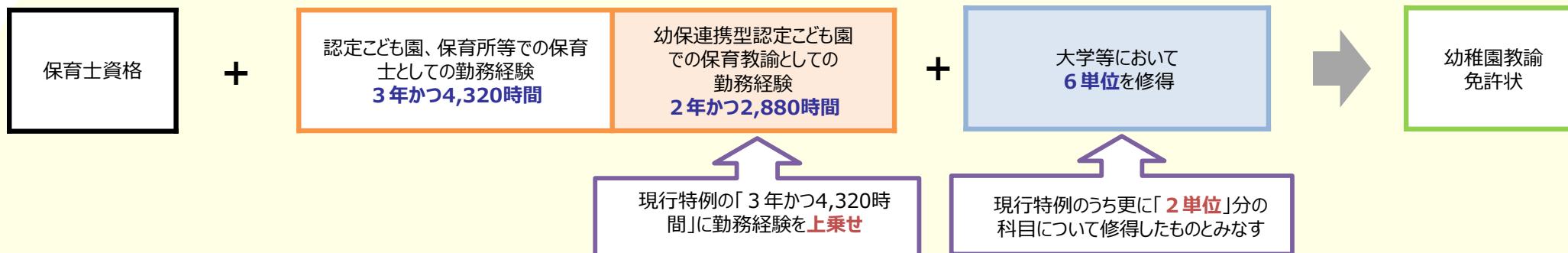


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

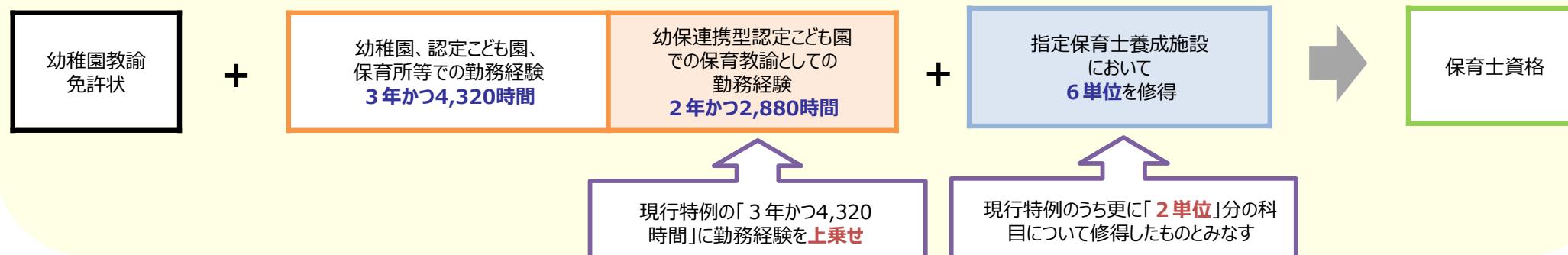


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



令和5年 地方分権改革に関する提案募集について

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省	追加共同提案団 体
		区分	分野					
47	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県 重点9	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。	<ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例) 教育職員免許法附則第18項 	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

保育士養成課程教科目と保育士試験科目

保育士養成課程教科目

	系列	教科目	単位設置数	履修単位数
教養科目	外国語(演習) 体育(講義) 体育(実技) その他	外国語(演習)	2以上	
		体育(講義)	1	1
		体育(実技)	1	1
		その他	6以上	
	教養科目 計		10以上	8以上
必修科目	①保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	2	2
		教育原理(講義)	2	2
		子ども家庭福祉(講義)	2	2
		社会福祉(講義)	2	2
		子ども家庭支援論(演習)	2	2
		社会的養護 I(講義)	2	2
		保育者論(講義)	2	2
		計14	計14	
	②保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学 I(講義)	2	2
		子ども家庭支援の心理学(講義)	2	2
		子どもの理解と援助(演習)	1	1
		子どもの保健(講義)	2	2
		子どもの食と栄養	2	2
		計9	計9	

保育士試験科目

1 保育原理	6 子どもの保健
2 教育原理及び社会的養護	7 子どもの食と栄養
3 児童家庭福祉	8 保育実習理論
4 社会福祉	(1~8の筆記試験に合格後) 保育実習実技(音楽表現・造形表現・言語表現に関する技術の3分野から2分野を選択)
5 保育の心理学	

	系列	教科目	単位設置数	履修単位数
必修科目	③保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価(講義)	2	2
		保育内容総論(演習)	1	1
		保育内容演習(演習)	5	5
		保育内容の理解と方法(演習)	4	4
		乳児保育 I(講義)	2	2
		乳児保育 II(演習)	1	1
		子どもの健康と安全(演習)	1	1
		障害児保育(演習)	2	2
		社会的養護 II(演習)	1	1
		子育て支援(演習)	1	1
		計20	計20	
④保育実習		保育実習 I(実習)	4	4
		保育実習指導 I(演習)	2	2
⑤総合演習		保育実践演習(演習)	2	2
		必修科目 計	51	51
選択必修科目		保育に関する科目(上記①~④の系列より科目設定)	15以上	6以上
		保育実習 II又はIII(実習)	2	2
		保育実習指導 II又はIII(演習)	1	1
		選択必修科目 計	18以上	9以上
		合 計	79以上	68以上

保育士資格取得の所要資格の特例の科目と単位数について

修得が必要な特例教科目			(参考) 指定保育士養成施設で修得した教科目
科目名	現行特例の単位数	新規特例における単位数	
福祉と養護 (講義)	2 単位	2 単位	社会福祉
			子ども家庭福祉
			社会的養護 I
子ども家庭支援論 (講義)	<u>2 単位</u>	1 単位	子ども家庭支援論
			子育て支援
保健と食と栄養 (講義)	2 単位	2 単位	子どもの保健
			子どもの食と栄養
乳児保育 (演習)	<u>2 単位</u>	1 単位	乳児保育 I
			乳児保育 II
合計単位数	8 単位	6 单位	—

※ 新規特例において、特例教科目として修得すべき単位数を 8 単位から 6 単位に見直した場合でも、修得すべき内容を担保することが必要である。このため、実務経験等と学びを結びつけることを前提とした上で、修得すべき内容のうち重点を置くべき内容を明確化して示すこととし、あわせて、幼保連携型認定こども園におけるこれまでの実務経験等を踏まえ、実務経験を学びに活かすことができるよう、特例教科目の授業における工夫について通知等で示すこととする。

幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類		現行特例における要件 (一種、二種共通)	新規特例における要件 (一種、二種共通)	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	－ 2（※2） 1（※3）	
	教育の基礎的理 解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	－ 2 2	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2（※1） － － 1	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2） （※3）	
		幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	1 －	
		教育実習 教職実践演習	－ －	
大学が独自に設定する科目		－	－	
合計単位数		8	6	
(参考) 幼稚園教諭免許状取得に要する最低単位数		一種：124単位、二種：62単位		

※ 1「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※ 2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※ 3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※ 4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

1. 地域限定保育士制度の全国展開について
2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について
3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

【現行制度の概要】

- 指定保育士養成施設については、児童福祉法施行規則において、
 - ① 入所資格は、高等学校卒業相当の者とされているほか、
 - ② 都道府県知事は、満18歳以上の者であって児童福祉施設（※）において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設についても指定保育士養成施設の指定をすることができるとされている。
(※) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 一方、保育士試験の受験資格は、児童福祉法施行規則において、
 - ① 大学に2年以上在学して62単位以上修得した者等とされているほか、
 - ② 児童福祉施設において5年以上従事した者に加え、
 - ③ 児童福祉施設に加え、認定こども園や幼稚園、家庭的保育事業等の施設や事業における従事経験者についても知事認定により認めることとしているところ。

【改正のイメージ】

- 新たに上記の「指定保育士養成施設」の②の対象施設に、「保育士試験」の③の対象施設・事業を追加する。

參考資料

保育士資格取得方法

保育士

※児童福祉法第18条の4

登録 (各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項 (登録者数 1,842,494人 : R5.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,924,130人 : R3年度末累計)
令和3年度資格取得者 35,575人

- 大学 285か所 (283か所)
- 短期大学 223か所 (227か所)
- 専修学校 150か所 (156か所)
- その他施設 10か所 (9か所)
- 合 計 668か所 (675か所)
【R4.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9

(557,243人 : R4年度末時点合格者数累計)

受験申請者数	79,378人
全科目合格者数	23,758人 (4年度実績)
うち全部免除者数	2,220人

※地域限定保育士試験を含む

保育士試験受験資格

大学等 (短大含) 2年以上在学 (62単位以上取得者等)	児童福祉施設 実務経験5年以上 (高校卒業者は実務経験2年以上)	幼稚園教諭免許状有 (試験一部免除)	知事による 受験資格認定 実務経験(※) 5年以上 (高校卒業者は実務経験2年以上)
--	--	-----------------------	--

平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施

平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施 (34単位の履修が必要)

知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設 (8単位の履修が必要)

平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

平成29年度…福祉系国家資格所有者について、筆記試験の3科目の免除を実施するとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除を実施。

介護福祉士養成施設を卒業した介護福祉士について、指定保育士養成施設における「福祉職の基盤に関する科目」に該当する科目的履修免除を実施。

※社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3年以上介護等の業務に従事した場合に履修免除を行う。

指定保育士養成施設の指定基準及び保育士試験の受験資格に係る規定①

<指定保育士養成施設>

○児童福祉法施行令

第五条 法第十八条の六第一号の指定保育士養成施設（以下「指定保育士養成施設」という。）の指定は、内閣府令で定める基準に適合する施設について行うものとする。

○児童福祉法施行規則

第六条の二 令第五条第一項に規定する内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入所資格を有する者は、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。

（略）

② 都道府県知事は、前項第一号に規定する者のほか、満十八歳以上の者であつて児童福祉施設において二年以上児童の保護に従事した者に入所資格を与える学校その他の施設につき、当該学校その他の施設が同項各号（第一号を除く。）に該当する場合に限り、同項第一号の規定にかかわらず、指定保育士養成施設の指定をすることができる。

<保育士試験>

○児童福祉法施行規則

第六条の九 保育士試験を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとしてこども家庭庁長官の定める者

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、二年以上児童の保護に従事した者

三 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者

四 前各号に掲げる者のほか、こども家庭庁長官の定める基準（※）に従い、都道府県知事において適当な資格を有すると認めた者

指定保育士養成施設の指定基準及び保育士試験の受験資格に係る規定②

<保育士試験関係>

(※) 保育士試験受験資格認定基準（「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（別紙2）
都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9第4号の認定を行うものとする。
(注) 法令等の改正により、根拠規定が変更になっている場合でも、これまで対象となっていた施設・事業に従事していた期間は、引き続き従事期間として算定して差し支えない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設等において、2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護又は援護に従事した者
 - (1) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）
 - (2) 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部を含む））
 - (3) 家庭的保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）
 - (4) 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）
 - (5) 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）
 - (6) 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）
 - (7) 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）
 - (8) 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）
 - (9) 離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施する施設
 - (10) 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）
 - (11) 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。）
→児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援
 - (12) 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）
 - (13) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
 - ア 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設）
 - イ 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。））
- (14) 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
 - イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - ウ 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
 - エ 国、都道府県又は市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

2 **1に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護又は援護に従事した者**

3 前各号及び昭和63年5月28日厚生省告示第163号に定める者に準ずる者であって、都道府県知事が適當と認めた者